令和○○年○○月○○日

既　存　不　適　格　調　書

建築主事（建築副主事）　様

建築主　住所：広島県○○市○○町○-○-○

氏名：増　築　太　郎

既存建築物について、適切に建築されていることを調査したので報告します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認済証番号 | **レ**有り（令和○○年△△月△△日　第△△△△△号） | | | □無し |
| 検査済証番号 | □有り（　　　　年　　月　　日　第　　　　　号） | | | **レ**無し |
| 建築場所 | 広島県○○市○○町○-○-○ | | | |
| 既存建築物を  調査した者  氏名・電話番号 | （一級）建築士  （一級）建築士事務所 | （ 大臣 ）登録　第　○○○○　号  （ ○○ ）知事登録　第　○○○○　号  氏名　改　築　安　子  （電話番号　○○○-○○○-○○○○） | | |
| 状況報告事項  　・既存建築物は、昭和52年に建築  　・既存不適格事項については、別添調査書のとおり | | | | |
| 備考欄 | | | 建築主事記入欄 | |

本調書を構成する図書

１．現況の調査書（所定の記入欄への必要事項を記載）

２．既存建築物の平面図及び配置図（増改築の履歴がある場合は、当該部分を示す必要があります）

３．新築又は増改築の時期を示す書類

・検査済証

・検査済証が無い場合は、確認済証又は確認台帳の記載事項証明（建築確認を行った機関が交付したもの）に加えて、工事の実施を特定できる書類（工事契約書等、登記事項証明書等）

・建築確認台帳が災害等により滅失している場合は、建築確認後の工事の実施を特定できる書類

４．基準時以前の建築基準関係への適合を確かめるための図書等（法第６条第１項第四号などの小規模建築物については、「１．現況の調査書」が兼ねます）

現況の調査書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 現況の調査書  私、増　築　太　郎　は、今般下表の「3計画概要」の計画をしていますが、既存建築物の現況を調査しましたので報告いたします。  この調査書に記載の事項は事実に相違ありません。  建築主事　様  令和〇〇年〇〇月〇〇日  建築主　住　　所　広島県〇〇市○○町〇-〇-〇  氏　　名　増　築　太　郎  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 | | | | | |
| １代理者 | ①氏名 | | 改　築　安　子 | | |
| ②住所 | | 広島県△△市△△町△-△-△ | | |
| ③電話番号 | | △△△-△△△-△△△△ | | |
| ２調査者 | ①資格 | | （一級）建築士　　　　（大臣）登録　　第　〇〇〇〇　号 | | |
| ②氏名 | | 改　築　安　子 | | |
| ③建築士事務所名 | | （一級）建築士事務所　　（〇〇）知事登録　第　〇〇〇〇　号 | | |
| 〇〇△△建築設計事務所 | | |
| ④所在地 | | 広島県△△市△△町△-△-△ | | |
| ⑤電話番号 | | △△△-△△△-△△△△ | | |
| ３計画概要 | ①敷地位置 | | 広島県〇〇市○○町〇-〇-〇 | | |
| ②現況主要用途 | | 専用住宅 | ③予定建築物  用途 | 専用住宅 |
| ④工事種別 | | **レ**増築　□改築　□大規模の修繕　□大規模の模様替え　□用途変更 | | |
| ⑤予定建築物確認  申請予定年月日 | | 令和〇〇年〇〇月　確認申請予定 | | |
| ４調査結果  概要 | ①集団規定 | | **レ**適法　　　　□既存不適格 | | |
|  | 既存不適格条項 |  | | |
| ②構造耐力関係規定 | | □適法　　　　**レ**既存不適格 | | |
|  | 既存不適格条項 | 法第20条に基づく令第38条第3項に規定する基礎の構造が不適合  （基準時：平成12年）  法第20条に基づく令第46条第4項に規定する必要壁量が不足  （基準時：昭和56年）  法第20条に基づく令第47条に規定する継手又は仕口の構造方法が不適合  （基準時：平成12年） | | |
| ③上記以外の規定 | | □適法　　　　**レ**既存不適格 | | |
|  | 既存不適格条項 | 法第28条の2に基づく令第20条の8に規定する換気設備（24時間換気）が不足  （基準時：平成14年） | | |
| ④増改築等の履歴 | | 平成10年に、2階納戸を便所に改修：図示 | | |
| ⑤既存部分の劣化  状況 | | 目視等により調査した結果、構造耐力上支障となるような損傷、腐食その他の劣化の状況は認められません。 | | |